

令和 6 年度名古屋市教育委員会第37号議案

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

令和 6 年度より、市立小学校体育館に冷暖房設備の設置を開始したことから、令和 7 年度より、生涯学習開放について、冷暖房の使用を希望する体育館の専用使用者から、冷暖房の使用に係る料金を徴収することとします。

※専用使用：開放施設を貸切りの取扱いを受けて使用すること

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 7 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 生涯学習開放の表中

「

体 育 館	スポーツ及びレ クリエーション に使用する場合	600 円	600 円	1,500 円
	その他の場合	1,500 円	1,500 円	2,250 円

」

を

「	体 育 館	ス ポ ー ツ 及 び レ ク リ エ ー シ ョ ン に 使 用 す る 場 合	冷 暖 房 設 備 を 使 用 す る 場 合	1, 800 円	2, 200 円	2, 700 円
			冷 暖 房 設 備 を 使 用 し な い 場 合	600 円	600 円	1, 500 円
		そ の 他 の 場 合	冷 暖 房 設 備 を 使 用 す る 場 合	3, 900 円	4, 700 円	4, 650 円
			冷 暖 房 設 備 を 使 用 し な い 場 合	1, 500 円	1, 500 円	2, 250 円
」						

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。